

○総務省訓令第13号

平成19年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成19年3月30日

総務大臣 菅 義偉

平成19年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成16年総務省訓令第23号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成19年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

（1）評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項（1）に掲げられた政策のうち、別表の政策（実績評価対象となる、平成18年度に実施した政策）欄に掲げる政策とする。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）を踏まえ、事業実施中である以下の「成果重視事業」については、実績評価方式により、個別に事業実施期間中における年度ごとの評価・検証を実施する。

- ・政府認証基盤最適化事業
- ・地方公共団体に対する調査・照会業務システムの整備
- ・電子契約システムの整備
- ・電気通信行政情報システムの最適化事業
- ・字幕番組・解説番組等の制作促進事業
- ・総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化
- ・統計調査等業務の最適化事業

（2）評価の手続等

① 実績評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等はこの計画に基づき実績評価書の案（以下「実績評価書案」という。）を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官

房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は実績評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第4項(1)②の規定に基づき設定した指標等のできる限り正確な把握に努めるとともに、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された実績評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された実績評価書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)④の規定に基づき審査を行うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課は、上記②の審査を行った実績評価書案について、基本計画第8章の規定に基づき大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が別に定める方法により、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

④ 大臣官房政策評価広報課が上記③の学識経験者等の意見を聴取した後、総務省政策評価省内委員会における実績評価書案の決定等を経て、6月末を目途に実績評価書を公表するものとする。

⑤ 法第10条第2項の規定に基づき実績評価書とともに公表する要旨の作成及び公表は、上記①から④の手続きに準じて行うものとする。

(3) 実績評価書の様式等

実績評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

## 2 事後事業評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項(2)に規定した政策のうち、次に掲げる政策とする。

- ・総合的なワンストップサービスの整備
- ・タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発
- ・高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発
- ・情報通信システム整備促進事業
- ・インターネットのIPv6への移行の推進
- ・電波の安全性に関する調査、評価技術
- ・消防防災科学技術研究推進制度

(2) 評価の手続等

① 事後事業評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等は、この計画に基づき事後事業評価書の案（以下「事後事業評価書案」という。）を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、この事後事業評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)④の規定に基づき審査を行

うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課が上記②の審査を行った後、事後事業評価書案の決定等を経て、6月末を目途に事後事業評価書を公表するものとする。

④ 法第10条第2項の規定に基づき事後事業評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から③の手続きに準じて行うものとする。

(3) 事後事業評価書の様式等

事後事業評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

### 3 総合評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして、平成18年度に引き続き基本計画第7章第2節第2項(2)に基づき選定した、次に掲げる政策とする。

「総務省の政策評価」

(評価の趣旨)

総務省政策評価基本計画の改定に当たり、これまで実施してきた政策評価を様々な角度から掘り下げて分析し、問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的な評価を行う。

(2) 評価の実施主体

本評価の実施主体は、大臣官房政策評価広報課とする。

(3) 具体的な評価の方法

基本計画に従い、大臣官房政策評価広報課が、政策所管部局等の協力を得て対象とする総務省の政策評価の実施状況を調査し、学識経験者等からの意見を活用し、及び現状と課題の分析を踏まえて、今後強化すべき事項や見直すべき事項等を中心に評価するものとする。

### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3第1項(1)関係

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等
1 行政改革の推進	(政策1) 社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等	<p>毎年度の機構・定員等審査結果</p> <p>17年度から21年度までの5年間で16年度末定員の10%以上を定員合理化(18年度から21年度までの間の合理化目標数を策定)</p> <p>18年度から22年度までの5年間で1.5%以上の純減を確保(18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減目標を策定)</p> <p>公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合</li> <li>・情報公開率</li> </ul> <p>各種申合せの実施状況のフォローアップ結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国所管法人の立入検査の実施状況</li> <li>・国所管法人のホームページ開設率</li> </ul>	<p>17年度(16年度)</p> <p>21年度(16年度)</p> <p>22年度(17年度)</p> <p>前年比増</p> <p>18年度</p> <p>18年度</p> <p>18年度</p> <p>18年度</p>	<p>社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するためには、国の行政組織等の減量・効率化に向けた機構・定員等の審査、公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組を進めていくことが必要であることから、左記指標により評価するものである(左記目標値・目標年度については右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。</p> <p>(指標の現況)            ○国の行政機関の定員 332,034人(平成17年度末)            ○公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況  <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 42.9%(平成16年10月1日現在)</li> <li>・情報公開率 88.1%(平成16年10月1日現在)</li> </ul> ○各種申合せの実施状況のフォローアップ結果  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国所管法人の立入検査の実施状況</li> <li>・国所管法人のホームページ開設率 98.9%(平成13~15年度実績)</li> <li>・国所管法人のホームページ開設率 76.5%(平成16年10月1日現在)</li> </ul> </p>	<p>毎年度の機構・定員等審査の実施状況</p> <p>17年度から21年度までの5年間で16年度末定員の10%以上を定員合理化(18年度から21年度までの間の合理化目標数を策定)</p> <p>18年度から22年度までの5年間で1.5%以上の純減を確保(18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減目標を策定)</p> <p>国行政組織等の減量・効率化</p>	<p>17年度(16年度)</p> <p>21年度</p> <p>22年度</p>	<p>左記政策の目標達成への寄与の状況を示す左記指標の検証結果により、本施策の進行管理を行うもの。            上段の目標値については、「平成18年度以降の定員管理について」(平成17年10月4日閣議決定)に基づくもの。            また、下段の目標値については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づくもの。            (指標の現況)            ○国の行政機関の定員 332,034人(平成17年度末)</p>	<p>機構の新設・改正・廃止、定員の設置・増減・廃止等の審査</p>				

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
													予 算	制 度	情報提供等
1 行政改革の推進	(政策2) 地方行革の推進	各地方公共団体における集中改革プランの公表状況	100%	18年度	地方行革の推進については、各地方公共団体における平成17年度から5年間の具体的な取組を明示した集中改革プランの公表状況、新地方行革指針で要請している過去5年間の純減実績である4.6%以上の純減、定員管理や給与の適正化を推進するための住民の理解を得る取組、地方公営企業の経営健全化に向けての取組状況を示す指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標等及び目標の設定についての考え方」参照)。		行政運営の質の向上	各地方公共団体における行政評価の導入率	100%	18年度	住民に対する説明責任の確保、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政運営の質の向上を図るためにには、各地方公共団体において効果的・効率的に行政評価を活用することが重要であり、その取組状況を示す行政評価の導入を全団体で行うこととする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。	(指標の現況) ○各地方公共団体における行政評価の導入状況(試行中を含む)(平成16年7月末現在) ・都道府県 98% ・政令市 100% ・中核市 94% ・特例市 95% ・市区 65% ・町村 11%			地方公共団体に対する助言
		地方公務員の総定員	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で4.6%以上純減	22年度											
		地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況	100%	18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況 - (平成17年度中にシステムを構築) ○各地方公営企業における経営計画の策定率 13.0%(平成16年4月1日現在)		地方公務員の総定員	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で4.6%以上純減	22年度	新地方行革指針では、17.4.1～22.4.1の5年間に4.6%以上の純減を要請しており、この間の地方公務員の総数について、施策の指標とする。	(指標の現況) ○地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況 - (平成17年度中にシステムを構築)			地方公務員法等	地方公務員総数の公表 地方公共団体に対する助言
		各地方公営企業における経営計画の策定率	100%	20年度		地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進	地方公務員の総定員	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で4.6%以上純減	18年度	地方公務員の定員・給与の適正化を推進するためには、住民等が理解しやすいように、インターネットを活用した公表を行なうことが重要であり、早期にすべての団体で実施することが必要である。 (指標の現況) ○地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況 - (平成17年度中にシステムを構築)					
		地方公営企業の経営改善			各地方公営企業における経営計画の策定率	100%	20年度	地方公営企業の経営健全化や透明性の向上のためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、全地方公営企業において経営計画を策定することを目標とする。目標年度は、平成16年4月に発出した「地方公営企業の経営の総点検について(公営企業課長通知)」を踏まえた地方公営企業の検討・準備期間等を考慮し、平成20年度までとした。	(指標の現況) ○各地方公営企業における経営計画の策定率 13.0%(平成16年4月1日現在)				地方公共団体に対する助言		
		土地開発公社の経営健全化の推進			平成17年に指定された経営健全化公社が5年以上保有する土地の簿価総額	▲2,600億円(15年度末比)	21年度	土地開発公社の経営健全化を進める上で重要な長期保有土地の処分の促進が、設立地方公共団体の策定した計画どおりに進展しているかを施策の進行管理のための指標及び目標とする。					地方財政措置等		
		地方公共団体が行う第三セクターの経営改善			地方公共団体における第三セクター経営点検評価体制の整備率	100%	20年度	経営環境等が各第三セクターで異なる中、経営改善を図るためにには、出資者である地方公共団体(都道府県・指定都市)が経営の点検評価を行う体制を整備することが必要であり、20年度までにその体制を100%まで整備することを目標とする。目標年度は指針の改定を行った15年度から5年後の20年度とした。	(指標の現況) ○地方公共団体における第三セクター経営点検評価体制の整備率 57.4%(平成17年3月31日現在)				地方公共団体に対する助言		

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
											予 算	制 度	情 報 提 供 等
1 行 政 改 革 の 推 進	(政策3)  政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底	各府省における評価の実施及び質の向上  ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになった、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合等)  各府省における評価結果の予算要求等政策への反映  ・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況  総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況  国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況	数値化等の割合の向上  一  評価結果の関係府省における政策への反映  政策評価についての認識度の向上	18年度(17年度)  一  18年度(17年度)	効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。また、効果的かつ効率的な行政の推進状況は、評価結果の政策への反映状況から把握できるものであり、(1)各府省における政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況。(2)総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況を本政策の指標として設定する。国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況によって判断されるものであることから、認識及び活用の状況を本政策の指標として設定する。  (指標の現況) ・目標の数値化等の割合の向上 平成16年度実績:56%	評価の実施及び質の向上の促進  ・実績評価方式における目標の数値化等の割合等  予算要求等政策への反映の促進状況  ・評価結果を政策に反映させる割合  ・予算制度改革の中での成果重視事業や政策群などにおける政策評価の活用推進  国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況  新分野における評価の実施の促進  ・規制の事前評価について、試行的な実施状況の把握・分析結果の取りまとめ状況、その結果に基づく早期の義務付けのための取組の状況	数値化等の割合の向上(対17年度比)  100%  政策評価制度の推進	18年度  一  18年度(17年度比)	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 評価の実施及び質の向上については、目標の数値化等の割合等は、実績評価の基本的要素であり、その当面の割合の向上は、評価の質の向上を示す重要な要素であることから指標として設定する。 また、予算要求等政策への反映については、(1)評価結果の政策への反映は、政策評価の推進による効果的・効率的な行政の推進の前提条件であること、(2)予算制度改革の中での政策評価の活用推進は、予算要求等政策の反映のために重要な取組であることから指標として設定する。 また、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用については、政策評価フォーラムでのアンケート調査等による政策評価についての認識度の把握を通じ、国民への説明責任の状況を分析する。 また、新分野における評価である規制の事前評価について、その実施の促進状況を指標として設定する。  (指標の現況) ・目標の数値化等の割合の向上 平成16年度実績:56% ・評価結果を政策に反映させる割合 平成16年度実績:100%	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 評価の実施及び質の向上については、目標の数値化等の割合等は、実績評価の基本的要素であり、その当面の割合の向上は、評価の質の向上を示す重要な要素であることから指標として設定する。 また、予算要求等政策への反映については、(1)評価結果の政策への反映は、政策評価の推進による効果的・効率的な行政の推進の前提条件であること、(2)予算制度改革の中での政策評価の活用推進は、予算要求等政策の反映のために重要な取組であることから指標として設定する。 また、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用については、政策評価フォーラムでのアンケート調査等による政策評価についての認識度の把握を通じ、国民への説明責任の状況を分析する。 また、新分野における評価である規制の事前評価について、その実施の促進状況を指標として設定する。  (指標の現況) ・目標の数値化等の割合の向上 平成16年度実績:56%	評価の実施及び質の向上、予算要求等政策への反映及び情報の公表に向けた各府省の取組状況の把握・分析、各府省に対する情報提供及び取組の監督、調査研究  規制の事前評価の義務付けに向けた必要な措置  政策評価に関する統一研修の実施	国民に対する政策評価に関する広報活動	
		行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例  苦情あっせん案件の解決率及び解決状況	90%(見直し・改善事項数の割合)  90%(解決率)	18年度  18年度	行政制度・運営の改善を実現するために、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について、調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あっせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。  (指標の現況) ・行政評価・監視に係る見直し・改善事項数の割合 平成16年度実績:89.2%(勧告等から半年後)、95.4%(勧告等から1年半後) ・苦情あっせん案件の解決率 平成16年度実績:95.1%	統一性・総合性確保評価  ・総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況  客観性担保評価活動  ・審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合、目標期間の設定状況、目標達成度合いの判定方法の明確化状況、アウトカムに着目した指標の設定状況等)	評価結果の関係府省における政策への反映  数値化等の割合の向上(対17年度比)	18年度  18年度	統一性・総合性確保評価については、総務省の行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況をその指標として把握する。 客観性担保評価活動については、審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況を指標として設定する。  (指標の現況) ・目標の数値化等の割合の向上 平成16年度実績:56%	統一性・総合性確保評価の実施  客観性担保評価活動の実施			
(政策4)  行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善	行政評価・監視に係る見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例  苦情あっせん案件の解決率及び解決状況	90%(見直し・改善事項数の割合)	18年度	行政制度・運営の改善を実現するために、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について、調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あっせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。	勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例	90%(見直し・改善事項数の割合)	18年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。  (指標の現況) ・行政評価・監視に係る見直し・改善事項数の割合 平成16年度実績:89.2%(勧告等から半年後)、95.4%(勧告等から1年半後)	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。  (指標の現況) ・行政評価・監視に係る見直し・改善事項数の割合 平成16年度実績:89.2%(勧告等から半年後)、95.4%(勧告等から1年半後)	行政評価・監視の実施			
		90%(見直し・改善事項数の割合)	18年度	苦情・要望陳情案件の解決・処理率及び解決・処理状況  (指標の現況) ・行政評価・監視に係る見直し・改善事項数の割合 平成16年度実績:89.2%(勧告等から半年後)、95.4%(勧告等から1年半後) ・苦情あっせん案件の解決率 平成16年度実績:95.1%	照会・対象業務外案件の処理率  行政相談委員意見が反映された行政運営の具体的な見直し・改善事例	90%(苦情あっせん案件の解決率) 80%(苦情非あっせん案件の1か月以内処理率) 100%(要望陳情案件の1か月以内処理率)  100%(1週間以内処理率)  一	18年度  18年度  18年度  18年度  一	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 苦情案件については、あっせんを通じて事案の解決を図ることが行政相談制度の基本であることから、その解決率及び解決状況を指標として設定する。 苦情非あっせん案件及び要望陳情案件については、あっせんを行わない又は至らない理由、単なる要望陳情に類する事案であっせんに適しない旨等を相談者に懇切かつ迅速に説明する必要があることから、その1か月以内の処理率及び処理状況を指標として設定する。 照会・対象業務外案件については、国・地方の行政関係情報について、また、行政関係事案でない旨を相談者に迅速に案内することが必要であることから、その1週間以内の処理率を指標として設定する。  (指標の現況) ・苦情あっせん案件の解決率 平成16年度実績:95.1% ・苦情非あっせん案件の1か月以内処理率 平成16年度実績:78.7% ・要望陳情案件の1か月以内処理率 平成16年度実績:94.8% ・照会・対象業務外案件の1週間以内処理率 平成16年度実績:97.7%	管区局・事務所、行政相談委員等による相談の受付・処理、各種行政相談所の開設、行政苦情救済推進会議の運営				

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値			目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)				
										予 算	制 度	情報提供等							
1 行政改革の推進	(政策5) 行政の透明性の向上と信頼性の確保	行政機関情報公開法等の施行状況	-	-	-	18年度	行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するには、国・地方それぞれの側面から国民の権利、行政の在り方を定めた制度を整備し、情報公開等を推進していくことが必要であることから、国における制度の運用状況、地方における制度の整備状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	国行政機関の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	国行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度の運用状況	-	-	各府省及び独立行政法人等における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。	情報公開推進費	施行状況の調査結果の公表					
		行政手続法の施行状況	-	-	-			行政手續制度の適正かつ円滑な運用	各府省における行政手続の運用状況	-	各府省における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。					施行状況の調査結果の公表			
		地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	100%	100%	18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 (平成17年4月1日現在) ・都道府県 100% ・市区町村 96. 5%		地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	100%	18年度	地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上等には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保が必要であり、これらを全団体で制定することを目標とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。			条例制定状況公表					
		地方公共団体の行政手続条例等制定率	100%	100%	18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年度末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%		地方公共団体の行政手続条例等制定率	100%	18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の行政手續条例等制定率(平成17年4月1日現在) ・都道府県 100% ・市区町村 96. 5%					地方公共団体に対する助言			

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	目標年度			施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等		
1 行政改革の推進	(政策6) 国家公務員の適正な人事管理の推進	(参考となる指標) 人事管理運営方針のフォローアップ結果 各種人事交流の実施状況 女性国家公務員の採用の拡大状況等 国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況 退職準備プログラム等の導入状況 健康管理・安全管理施策の実施状況	※	※ 本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政府全体としての人事管理の取組状況等を示す「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。	※	各種啓発事業の受講者数等の経年推移及び受講者の満足度  各種人事交流の実施状況  人材情報データベースの利用件数  女性国家公務員の採用の拡大状況等	満足度:100%  —  —  —	18年度 — — 22年度頃	全政府的な人事管理施策の一環として、政府職員としての一体感の醸成、幅広い視野の育成等を図る機会を提供し、各府省の枠を超えた能力開発・啓発を図ることが求められ、また、行政課題に迅速かつ的確に対応するために外部からも多様な人材を得る必要があることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。  (指標の現況) ○各種啓発事業の受講者数等の経年推移・受講者の満足度 約1,600人、満足度90%(平成16年度) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 680人 ・国から地方公共団体への出向者 1,661人 ・地方公共団体から国への出向者 1,692人 (平成16年8月15日現在) ・各府省間(他府省への)出向者 2,128人 (平成17年4月1日現在) ○女性国家公務員の採用割合(平成17年度) ・国家公務員採用Ⅰ種試験等 20.4% ・うち事務系区分(行政・法律・経済) 21.5% ・国家公務員採用Ⅱ種試験等 25.9% ・国家公務員採用Ⅲ種試験等 32.8%	各種啓発事業・セミナー実施	各種人事交流状況の調査・公表 女性国家公務員の採用拡大状況等のフォローアップ結果の公表		
			※	※ (指標の現況) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 680人 ・国から地方公共団体への出向者 1,661人 ・地方公共団体から国への出向者 1,692人 (平成16年8月15日現在) ・各府省間(他府省への)出向者 2,128人 (平成17年4月1日現在) ○女性国家公務員の採用割合(平成17年度) ・国家公務員採用Ⅰ種試験等 20.4% ・うち事務系区分(行政・法律・経済) 21.5% ・国家公務員採用Ⅱ種試験等 25.9% ・国家公務員採用Ⅲ種試験等 32.8%	※	公務における多様な人材の確保と活用	—	—	—	—	—		
			※	※ 国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況 早期退職慣行の是正状況	※	国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況 早期退職慣行の是正状況 各府省の退職準備・生涯設計プログラム担当者に対する講習会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合 再就職状況の公表状況等 試行人材バンクの求人登録件数及び再就職成約件数	— 平均勧奨退職年齢を3歳以上引き上げ 参考度:80%	20年度 参考度:80%	— 透明性の確保を図っていく必要があります。このうち、早期退職慣行の是正状況の目標値については、「早期退職慣行の是正について」(平成14年12月17日閣僚懇談会申合せ)に基づくものである。  (指標の現況) ○試行人材バンクの求人登録件数5件、再就職成約件数0件(平成16年度)	—	—	国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進 再就職状況の公表等	
				※ 各府省の担当者に対する健康管理の講演会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合 各府省の担当者に対する職場の安全管理の講演会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合 各府省のカウンセラーに対する講習会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合	※	各府省の担当者に対する健康管理の講演会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合 各府省の担当者に対する職場の安全管理の講演会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合 各府省のカウンセラーに対する講習会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合	参考度:90% 参考度:90% 参考度:90%	18年度 参考度:90%	「国家公務員福利厚生基本計画」(平成3年3月20日内閣総理大臣決定)に基づき、職員の活力の維持、志気の高揚を図る必要があり、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。  カウンセラー講習会の実施	—	—	国家公務員健康週間の実施 国家公務員安全週間の実施	

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	
2 分 権 型 社 会 へ の 着 実 な 移 行	(政策7) 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等	<p>(参考となる指標) 地方制度状況(検討状況を含む) 市町村合併の状況 各地方公共団体における集中改革プランの公表状況 地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率</p> <p>(指標の現況)            ○各地方公共団体における行政改革大綱策定率(平成15年度末現在)            ・都道府県 100%            ・政令市 100%            ・市区町村 99%            ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率(平成17年4月1日現在)            ・都道府県 100%            ・市区町村 96.5%            ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年度末現在)            ・都道府県 100%            ・政令市 100%            ・市区町村 99%         </p>	※ ※ ※ ※ ※ ※	分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等については、国からの権限や事務の移譲等、地方のあり方全般に関わるものであり、一定の指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であることから、地方制度の現況、市町村合併の状況、行政改革の取組状況等を分析し、分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備について課題や達成状況の把握に努める。  (指標の現況) ○各地方公共団体における行政改革大綱策定率(平成15年度末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率(平成17年4月1日現在) ・都道府県 100% ・市区町村 96.5% ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年度末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%	分 権 型 社 会 に 対 応 す る 地 方 制 度 の あ り 方 の 檢 計	第28次地方制度調査会の答申、構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針及び構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針等を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の改正	18年度	第28次地方制度調査会の答申(平成17年12月9日)、構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針(平成16年9月10日本部決定)及び構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針(平成17年10月21日本部決定)等の具体化を図るために、地方自治法を改正するものである。	地方自治法等	地方公共団体に対する助言
					行 政 運 営 の 質 の 向 上 (再掲)	各地方公共団体における行政評価の導入率	100%	住民に対する説明責任の確保、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政運営の質の向上を図るために、各地方公共団体において効果的・効率的に行政評価を活用することが重要であり、その取組状況を示す行政評価の導入を全団体で行うことを目指とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。	市町村の合併の特例等に関する法律	地方公共団体に対する助言
					地 方 公 団 体 の 運 営 における公正の確保と透明性の向上等(再掲)	地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率	100% 100%	地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上等には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保が必要であり、これらを全団体で制定することを目指とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。	地方公共団体に対する助言  条例制定状況公表	地方公共団体に対する助言  条例制定状況公表

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制 度	情報提供等
2 分 権 型 社 会 へ の 着 実 な 移 行	(政策8) 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進	(参考となる指標) 地方公共団体の人事制度改革の状況(検討状況を含む)	※	※ 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進については、地方公務員の制度、人材育成等、地方公務員のあり方全般にかかわるものであり、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の人事制度改革の状況、地方公務員総数の推移、ラスパイレス指数等について分析し、目標の達成状況の把握に努める。	※ 分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立	地方公務員の人事制度改革の推進	-	分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進する。	-	地方公務員法等	地方公共団体に対する助言		
		各地方公共団体における人材育成基本方針策定率	※	(指標の現況) ○地方公務員総数 304万2,122人(平成17年4月1日現在) ○ラスパイレス指数 98.0(平成17年4月1日現在) ○各地方公共団体における人材育成基本方針策定率 40%(平成17年4月1日現在)	地方公務員の総定員 地方公共団体における定員管理制度及び地方公務員給与の適正化の推進(再掲)	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で4.6%以上純減 100%	22年度 18年度	新地方行革指針では、17.4.1~22.4.1の5年間に4.6%以上の純減を要請しており、この間の地方公務員の総数について、施策の指標とする。 地方公務員の定員・給与の適正化を推進するためには、住民等が理解しやすいように、インターネットを活用した公表を行なうことが重要であり、早期にすべての団体で実施することが必要である。 (指標の現況) ○地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況 -(平成17年度中にシステムを構築)	-	地方公務員法等	地方公務員総数、ラスパイレス指数の公表 地方公共団体に対する助言		
		(参考となる指標) 地方財源計画による地方財源の確保の状況	※	※ 地方財源の確保及び地方財政の健全化については、地方財政制度に関わるものであり、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の低迷、恒久的な減税に伴う影響、累次の景気対策等による公債費の急増等様々な要素があることから、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、当該政策に関する主要な情報を総合的に勘案して、目標の達成状況の把握に努める。	地方財源の確保等	各地方公共団体における人材育成基本方針策定率	100%	20年度	各地方公共団体が地域の将来像と行政のあり方などを踏まえて、人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像を明らかにすることが重要であり、人材育成基本方針の策定を全団体で行なうことを目標とする。目標年度は市町村合併等の動きを考慮し、平成20年度とした。 (指標の現況) ○各地方公共団体における人材育成基本方針策定率 40%(平成17年4月1日現在)	-	地方公共団体に対する助言		
		一般財源比率	※	(指標の現況) ○地方財源計画による地方財源の確保の状況 ○地方財政計画の規模 平成17年度 83兆7,687億円 ○一般財源比率 平成17年度 63.8%	地方財源の確保等	地方財源の所要額の確保状況 地方債資金の所要額の確保状況	所要額の確保	毎年度	住民生活に密着する行政を担う地方公共団体の活動に必要な財源を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とするものである。	-	地方財政計画の策定 地方債計画の策定	地方財政白書の作成・公表	
		地方債依存度	※	○地方債依存度 平成17年度 10.8%	地方公共団体の公債費負担の適正化	公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了の割合	100%	毎年度	市町村の策定した公債費負担適正化計画の完了により、当該市町村の公債費負担の適正化が図られたと考えられることから、当該計画の目標年度に計画が完了した市町村の割合により本施策の進行管理を行うものである。 (指標の現況) ○公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了割合 100%(平成17年度)	-	計画を策定している市町村に対する地方財政措置	地方公共団体に対する助言	
		借入金残高	※	○借入金残高 平成17年度 205兆円									
		地方債計画における地方債資金の確保状況	※	○地方債計画の規模 平成17年度 15兆5,366億円									
	地方財源の確保及び地方財政健全化												

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	施 策				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)				
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度
2 分 権 型 社 会 へ の 着 実 な 移 行	(政策10) 分権型社会を担う 地方税制度の構築	(参考となる指標) 地方税制改正の概要 国・地方の財源配分 道府県税及び市町村税の税収構成比 歳入総額に占める地方税の割合の推移 地方税収の推移 国民負担率の内訳の国際比較	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	本政策は、その時々の社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら検討され、毎年度の税制改正によって具体化されるものであることから、予め一定の指標等により目標を定めその達成状況を図ることは困難であり、当該政策を取り巻く状況を示す主要な情報(参考となる指標)を総合的に勘案して目標の達成状況の把握に努める。  (指標の現況) ○国・地方の財源配分 平成15年度 58.1%:41.9% ○道府県税及び市町村税の税収構成比 平成15年度 41.9%:58.1% ○歳入総額に占める地方税の割合の推移 平成15年度 34.4% ○地方税収の推移 平成15年度 32.7兆円 ○国民負担率の国際比較 平成17年度 35.9%	毎年度の地方税制度の見直し 税調の答申等を踏まえ、税制改正法案を通常国会に提出し、年度内成立を目指す	毎年度	地方税制度の見直しについては、税制調査会の答申等を踏まえ、具体的な内容の検討を進め、年度末に地方税法改正法案を国会に提出し、この改正による施策の周知徹底を図っていくものである。 また、毎年度の改正を周知徹底することにより施策が着実に実施されるようになることで、地方税の充実確保を図るものである。	地方税法等		
		(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数	※	※	※ 活力、個性、魅力にあふれる地域づくりの具体的な目標は、様々な価値観、地域の実情等により異なり、一定の指標により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の抱える課題と、各地方公共団体が自ら考え自主的に取り組む事業を支援する総務省の施策の活用状況等を分析し、目標の達成状況の把握に努める。	地方公共団体の地域づくりの支援 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の実施を予定している団体に対する対応状況	事業計画提出団体への対応	毎年度	地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業等の事業について、財政措置を講ずることとしており、事業計画提出団体への対応状況を施策の進行管理の指標とするものである。	地方財政措置	
		JETプログラムの招致人数、招致国数	※	※	(指標の現況) ○団体数(平成15年度末) ・循環型社会形成事業 154団体 ・少子高齢化対策事業 136団体 ・地域資源活用促進事業 52団体 ○JETプログラムの招致人数5853人、招致国数 52カ国(平成17年度)	地方公共団体の国際化施策の推進 JETプログラムの招致人数、招致国数	地方公共団体からの要望人数の確保	毎年度	地方公共団体の国際化の取組を支援するため、JETプログラムについて、地方公共団体からの要望人数を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とする。  (指標の現況) ○JETプログラムの招致人数 5853人、招致国数 52カ国(平成17年度)	JET配置活用計画の取りまとめ 地方財政措置	
		過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数	※ ※	※ ※	(指標の現況) ○団体数(平成15年度末) ・循環型社会形成事業 154団体 ・少子高齢化対策事業 136団体 ・地域資源活用促進事業 52団体 ○JETプログラムの招致人数5853人、招致国数 52カ国(平成17年度) ○前期過疎地域自立促進計画の進捗率 100%(平成16年度末現在) ○辺地数 6,978(平成16年度末現在)	地方公共団体におけるPFI事業の推進 地方公共団体と連携の上のPFI研修会等の実施状況	関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況	2回 18年度	PFI事業を実施するためには、法務・金融等の専門的知識が必要であり、地方公共団体向けの研修会等の実施状況により本施策の進行管理を行うものである。  (指標の現況) ○関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況 3回(平成17年末現在)	PFI研修会等の実施 地方公共団体に対する情報提供	
		(政策11) 活力、個性、魅力にあふれる地域づくり			過疎補助事業により整備した交流施設利用者数 難視聴解消世帯数 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	施設整備に当たり、各市町村が設定した利用見込み者数 1,000世帯 20万人(対平成17年度比)	18年度 18年度 20年度	交流施設利用者数、難視聴解消世帯数等は過疎地域の自立促進への貢献状況を示すものである。目標値は施設計画時の見込みである。  (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 61,770人(平成15年度～16年度) ○過疎地域等における携帯電話のエリア外の人口 約50万人(平成16年度末現在)	地域間交流施設整備事業 民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業 移動通信用鉄塔施設整備事業	過疎地域自立促進特別措置法 「過疎対策の現況」の作成	
					過疎地域の自立促進 辺地に係る財政上の特別措置の実施	辺地数	辺地数の減少(対平成17年度比)	18年度	辺地とその他の地域において住民の生活文化水準の著しい格差があるが、財政上の特別措置によりその地域格差が是正され、辺地数の減少に結びつくことから、辺地数の指標の状況により施策の進行管理を行うものである。  (指標の現況) ○辺地数 6,978(平成16年度末現在)	地方財政措置(辺地債)	

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等	
3 電子政府・電子自治体の推進	(政策12) 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値・目標年度については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	各府省における行政情報化の推進	オンライン利用促進のための行動計画の推進	各府省の推進状況のフォローアップ	20年度	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取組の状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用率などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はモデル事業に係る目標や「電子政府構築計画」(2004年(平成16年)6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定)、「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)及び業務・システム最適化計画に基づくものである。	行政情報の総合利用の推進に必要な経費	オンライン利用促進のための行動計画及び業務・システム最適化計画の推進	オンライン利用の普及啓発
		申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度(17年度)	(指標の現況) ○電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数) 約2,400万件(平成16年度末現在) ○行政手続のオンライン利用件数 5,132件(平成16年度末現在)		申請・届出等手続等におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度	(指標の現況) ○電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数) 約2,400万件(平成16年度末現在)			
		電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件(平成15年度アクセス件数の10倍)	18年度(15年度)	(指標の現況) ○電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数) 約2,400万件(平成16年度末現在) ○行政手続のオンライン利用件数 5,132件(平成16年度末現在)		電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件	18年度	(指標の現況) ○電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数) 約2,400万件(平成16年度末現在)			
		業務・システムの最適化計画の推進	—	—	業務・システムの最適化計画の推進		—	—	(指標の現況) ○電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数) 約2,400万件(平成16年度末現在)				
		人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数	全府省等	19年度	文書管理業務・システムの最適化		最適化計画策定	18年度	文書管理業務・システムの最適化				
		行政手続のオンライン利用件数	対前年度2割増加	18年度(17年度)	職員等利用者認証業務・システムの最適化		最適化計画策定	18年度	職員等利用者認証業務・システムの最適化				
		都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	20年度	府省認証局の集約達成率		100%	20年度	府省認証局の集約達成率				
		市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数		全府省等	19年度	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数				
					電子契約システム等の構築による民間側の契約担当者の契約所要時間縮減		40%縮減	20年度	電子契約システム等の構築による民間側の契約担当者の契約所要時間縮減				
電子政府・電子自治体の推進	(政策12) 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	行政手続のオンライン利用件数	対前年度2割増加	18年度	行政手續のオンライン利用件数	総務省所管行政の情報化の推進	対前年度2割増加	18年度	左記施策の目標達成への貢献の状況を示す左記指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値は、「e-Japan重点計画一2004」(平成16年6月15日IT戦略本部決定)、「電子政府構築計画」(平成16年6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定)及び「オンライン利用促進のための行動計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)を踏まえ設定したものである。	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手続のオンライン化	インターネットによる情報提供	
		オンライン利用促進のための行動計画の推進(オンライン利用促進対象手続のオンライン利用率) ・無線局免許申請 ・無線局再免許申請 ・行政相談の申出	30% 20% —	20年度 20年度 —	電子決裁率		対前年度比増	18年度	(指標の現況) ○行政手續のオンライン利用件数 5,132件(平成16年度) ○オンライン利用促進のための行動計画の推進(申出等手続のオンライン利用率) ・無線局免許申請 15.1%(平成17年度) ・無線局再免許申請 6.6%(平成17年度) ・行政相談の申出 1.4%(平成17年度) ○電子決裁率 53.5%(平成16年度) ○インターネットによる情報提供容量 296,436MB(平成16年度)				
		インターネットによる情報提供容量	提供容量の増加(対前年度比)	18年度									
3 電子政府・電子自治体の推進	(政策12) 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	地方公共団体の情報化の推進	50%	22年度	電子自治体の推進による住民の利便性・サービスの向上への取組の状況を示す、地方公共団体に対する申請・届出等手続によるオンライン利用率及び地方公共団体における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率の指標により本施策の進行管理を行うものである。目標年度はIT新改革戦略による2008年度及び2010年度とする。	電子自治体推進経費	住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証サービスの普及啓発等		
		都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	20年度	都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率		100%	22年度					
		市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率		100%	22年度					

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等	
4 「 u - J ap an 政 策 」 の 推 進	(政策13) 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	プロードバンド・ゼロ地域の解消	-	22年度	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現状況は、プロードバンド・ゼロ地域の解消状況及び電気通信事業の各市場における競争の進展状況を示す左記指標により表されるものである。なお、22年度までの「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)において目標とされているところ。  (指標の現況) ○プロードバンド・ゼロ地域の世帯数の割合(プロードバンド・サービスが全く提供されていない世帯の割合) 7%(345万世帯)(平成16年度末) ○電気通信事業者数の推移 13,726社(平成18年3月1日現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・市内電話料金(3分間平日昼間): 平成18年3月1日 NCC 6.8円 ・市外電話料金(東京一大阪間、3分間平日昼間): 平成18年3月1日 NCC 20円 ・国際電話料金(日本間、3分間平日昼間): 平成18年3月1日 NCC 45円 ・固定電話発携帯電話着料金(3分間平日昼間): 平成18年3月1日 NCC、NTTコミュニケーションズ他 54円	光ファイバ等のプロードバンド基盤の全国整備	プロードバンド・ゼロ地域の解消研究開発等の実施	-	22年度 21年度	プロードバンド・ゼロ地域の解消状況及びIPバックボーン(基幹中継網)の強化に係る研究開発等の状況により本施策の進行管理を行うもの。  (指標の現況) ○プロードバンド・ゼロ地域の世帯数の割合(プロードバンド・サービスが全く提供されていない世帯の割合) 7%(345万世帯)(平成16年度末)	電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成制度の拡充	電気通信基盤充実臨時措置法の延長	財政投融資、税制
		電気通信事業者数の推移	-			IPv6利用状況 IPv6の普及促進	研究開発等の実施	21年度	本政策の実現に貢献するIPv6利用普及促進の状況を評価するには、我が国のIPv6アドレス割当組織数等の増加により把握することが有効であるとともに、セキュリティ強化による利用促進の観点から実証実験等の状況を把握することが重要であることから、本指標により本施策の進行管理をするものである。  (指標の現況) ○我が国のIPv6アドレス割当組織数 86(平成18年3月末現在)	IPv6によるユビキタス環境構築に向けたセキュリティ確保に関する実証実験	国際会議、税制等		
		電気通信サービス料金の低廉化の状況	-			実証実験等の実施	平成18年度と比較した我が国のIPv6アドレス割当組織数等の増加						
		競争評価の実施状況	毎月把握	毎年度	電気通信事業の各市場における競争の進展状況は、左記指標を適切に組み合わせることにより把握することができあり、更に特定の分野については詳細な競争評価を毎年1回行うことにより政策の達成度を評価することが可能。	IP電話の指定数	毎四半期把握	毎年度	電気通信事業の各市場における競争の進展状況は、左記指標を適切に組み合わせることにより把握することができあり、更に特定の分野については詳細な競争評価を毎年1回行うことにより政策の達成度を評価することが可能。	調査研究の実施 電気通信サービスに関する電子情報公開システムの維持・運用	電気通信事業法令の整備 各種ガイドライン等の整備	事業者等へのヒアリング 事業者等への周知	
		IP電話の指定数	毎年把握	毎年度		電気通信事業における競争環境の整備	毎年把握	毎年度	(指標の現況) ○電気通信事業者数の推移: 13,726社(平成18年3月1日現在) ○プロードバンド契約数等の推移 2,237万契約(平成17年12月末現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・市内電話料金(3分間平日昼間): 平成18年3月1日 NCC 6.8円 ・市外電話料金(東京一大阪間、3分間平日昼間): 平成18年3月1日 NCC 20円 ・国際電話料金(日本間、3分間平日昼間): 平成18年3月1日 NCC 45円 ・固定電話発携帯電話着料金(3分間平日昼間): 平成18年3月1日 NCC、NTTコミュニケーションズ他 54円 ・IP電話の指定数(平成17年3月末050IP電話1,806万番号)	競争評価の実施	国際会議等		

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制 度	情報提供等	
4 「e-Japan 政策」の推進	(政策14) 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	携帯端末向け放送のサービス状況	実用化	20年度	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現状況は、地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの開発状況、放送のデジタル化完全移行後の次世代放送システムの技術課題の明確化、難視聴解消による情報格差の是正状況等により表されるものであり、これらの施策について設定した指標及び目標値によるものである。	地上デジタル放送の利活用の推進	携帯端末向け放送のサービス状況	実用化	20年度	地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの利活用の推進のため、携帯端末向け放送、サーバー型放送、電波遮蔽空間での放送、通信インフラを利用した放送のサービス状況	20年度	地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業		
		サーバー型放送のサービス状況	実用化	20年度			実用化	20年度						
		通信インフラを利用した放送のサービス状況	実用化	20年度			実用化	20年度						
		高度なデータ放送のサービスの状況	実用化	20年度			実用化	20年度						
		高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく税証明認定件数等	110件程度	18年度	また、BSデジタル放送受信世帯数及びCSデジタル放送視聴契約者数については、国が目標を設定するという内容になじまないものである。		高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく税証明申請件数等	110件程度	地上デジタル放送を開始するための前提となるアナログ周波数変更対策の実施状況、放送開始に必要な設備投資に対する支援措置の進捗状況を表す高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく税証明申請件数及び地上デジタル放送の普及状況を表す開局数・カバー世帯率により、本施策の進行管理をするものである。	18年度	アナログ周波数変更対策	免許制度整備	金融支援(財政投融資、無利子・低利融資、債務保証)及び税制支援(国税、地方税)	
		地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数	約4,800万世帯	22年度	(指標の現況) ○地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数 約2,840万世帯(平成17年12月1日現在) ○BSデジタル放送の視聴世帯数 約1,082万世帯(平成17年12月末現在)	地上放送のデジタル化の推進	地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数	約4,800万世帯	(指標の現況) ○地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数 約2,840万世帯(平成17年12月1日現在)	22年度	アナログ周波数変更対策の実施	"		
		アナログ周波数変更対策の実施	"											
		BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	-			衛星デジタル放送の普及	BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	-	衛星デジタル放送の普及については、BSデジタル放送受信世帯数とCSデジタル放送視聴契約者数を毎月把握する。	-		放送法令・電波法令 免許制度整備	国民への情報提供 衛星放送の在り方の検討	
		ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	約2,300万世帯	22年度					(指標の現況) ○BSデジタル放送の視聴契約者数 約444.7万件(平成17年11月末現在) ○ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数 約1,280万世帯(平成18年3月末現在)					
		難視聴解消世帯数	1,000世帯	18年度		国際放送の推進	国際放送の実施状況	毎月、把握する	国際放送の推進は、世界中どこにいても受信できるラジオ短波放送であるため、放送法第33条に基づき時事、国の重要な政策、国際問題に関する政府の見解などについて、総務大臣が日本放送協会に命令を行い実施する重要な放送であり、その履行状況を把握監督するものである。	毎年度	日本放送協会交付金(短波国際放送)	放送法令		
		概要及び実現年度が明確化された次世代放送システムの技術課題	課題のリスト化											
		(政策14) 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現												
						ケーブルテレビの普及・高度化	ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	約2,300万世帯	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「e-Japan重点計画-2004」において、「ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し」とされているところである。	22年度	地域情報通信基盤整備推進交付金		財政投融資、税制事業者への周知等	
							民放テレビの難視聴等の解消	難視聴解消世帯数	1,000世帯	18年度	民放テレビの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業		国民、地方公共団体、NPO、民間企業等への情報提供 情報パリアフリーに関する検討
						デジタル放送技術等に関する調査研究等	概要及び実現年度が明確化された次世代放送システムの技術課題	課題のリスト化	放送のデジタル化完全移行後の次世代放送システムの概要及び実現年度を明確化することにより、指標としての設定の整理を行う。	18年度	デジタル放送技術等に関する調査研究等			

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制 度	情報提供等
4 「U - J a p a n 政 策 」 の 推 進	(政策15)  社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進	地域公共ネットワークの全国整備率  情報通信利用の適正化、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況  ・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発  電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価手法の確立  ボットネットによるサイバー攻撃への対処  研修受講者数  ベンチャー企業に対する助成の成果(事業化率)  適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合	100%  国民のための情報セキュリティサイトの運営  セキュリティ品質評価手法の確立  ボットネットに対処する総合的な枠組みの構築  13,000人 (平成16年度～平成19年度まで) 概ね70%  20%	22年度  18年度  18年度  22年度  19年度  18年度  22年度	社会・経済のICT化の推進及びICT利活用の促進の実現の状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、これら施策について設定した指標及び目標値のうち、特に国民や企業、社会にとって政策に関わる状況がどのようにあるかを示す左記の指標及び目標値によるものである。  (指標の現況) ○地域公共ネットワークの全国整備率 71. 6% (1, 735地方公共団体) (平成17年7月現在) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合 6. 1% (平成14年)  コンテンツの流通促進  電子商取引市場の規模 電子署名及び認証業務の普及状況 ・認定認証業務に係る電子証明書の枚数 ・国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況  情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上	地域の情報化の推進  沖縄国際情報特区構想の実現  実証実験の状況  電子商取引の普及発展  情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上	地域公共ネットワークの全国整備率  沖縄に進出した情報通信関連企業数などの企業集積状況  システムの実証  電子商取引市場の規模 電子署名及び認証業務の普及状況 ・認定認証業務に係る電子証明書の枚数 ・国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況  情報の流通促進 ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等に基づく措置状況 ・特定無線設備等による混信等の未然防止等 ・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発 ・ボットネットに対処する総合的な枠組みの構築 ・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化 ・研究開発等状況 電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価手法の確立	100%  対前年度比増  シス템の実証  17年度比倍増 30万枚以上 講演活動の実施4回以上  研究開発等の状況の公表等 基準不適合機器の市場における流通実態の調査等の実施 国民のための情報セキュリティサイトの運営 ボットネットに対処する総合的な枠組みの構築 緊急対応体制の強化 研究開発等の実施 セキュリティ品質評価手法の確立	22年度  22年度  18年度  22年度  18年度  18年度  18年度  22年度  20年度  21年度  18年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。 (指標の現況) ○地域公共ネットワークの全国整備率 71. 6% (1, 735地方公共団体) (平成17年7月現在) 沖縄経済振興21世紀プランで提言された沖縄国際情報特区構想の推進方策のうち、国内外の情報通信関連企業、研究機関等の誘致促進・集積・育成の方策により、国民にとって施策に関わる状況がどのようにあるかを表す「沖縄に進出した情報通信関連企業の集積状況」といった主な指標によることが適當である。また、目標年度についても同構想の計画最終年度とする。	地域インターネット基盤設置整備事業等 地域情報通信基盤整備推進交付金	財政投融資、税制 沖縄振興特別措置法 沖縄振興計画	情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区(税制措置)

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等
4 「 e - J a p a n 政 策 」 の 推 進	(政策15)続き 社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進					情報通信分野の人材育成	研修受講者数	13,000人 (平成16年度～平成19年度まで)	19年度	情報通信分野の人材育成への貢献の状況を示す研修受講者数の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。  (指標の現況) ○研修受講者数 平成13年度から平成16年度まで14,674人を対象に研修を実施	情報通信人材研修事業支援事業	高度情報通信人材育成プログラムに関する調査・開発	
						情報通信ニュービジネスの振興	ベンチャー企業に対する助成の成果(事業化率)	概ね70%	18年度	ICT利活用の促進に係る貢献度を示す、国民の多様なニーズに対応する情報通信を利用したニュービジネス創出の状況を把握することにより、情報通信ニュービジネスの振興施策の進行管理をするものである。	ベンチャー企業への助成等	ベンチャー企業への情報提供 財政投融資、税制	
						情報バリアフリー環境の整備	字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合	100%	19年度	情報バリアフリー環境の整備の実現への貢献の状況を示す字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合の状況により本施策の進行管理を行うものである。  目標値については、平成19年までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕を付与することを目指とした「字幕放送の普及目標」を行政の指針として策定し取組みを推進しており、e-Japan重点計画-2004(平成16年6月)にも定められているものである。	字幕番組・解説番組等の制作促進事業 身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成事業等	国民、地方公共団体、NPO、民間企業等への情報提供 情報バリアフリーに関する検討	
						ICTの高度な利活用の推進	・適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口に占める割合	20%	22年度	◆テレワーク・SOHOの推進への貢献の状況を示す、適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口に占める割合の状況により、本施策の進行管理をするものである。目標値は、e-Japan戦略Ⅱに基づくものである。  (指標の現状) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就業者人口に占める割合 6.1%(平成14年)	テレワーク・SOHOの推進のための施策の実施	国民、民間企業等への情報提供 テレワーク・SOHOの推進に関する検討	

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標等及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等
4 「e-Japan 政策」 の推進	(政策16) 世界最先端のワイ ヤレスプロードバン ド環境実現を目指 した公平かつ能率 的な電波利用の促 進	超高速インターネット衛星の研究開発等の状況 ITS情報通信技術に係るITUでの標準化の状況 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	実用化 国際標準化 20万人	22年度 21年度 20年度 (17年度)	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への実現の度合いは、その主要分野である新たな電波利用システムの導入の実現状況及び電波利用環境の整備の施策の実現状況により表されるものであり、これらの施策について設定した指標等により評価を行うものである。  (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 61,770人 (平成15年度～16年度)	新たな電波利用システムの導入	超高速インターネット衛星の研究開発等の状況 ITS情報通信技術に係るITUでの標準化の状況	実用化 国際標準化	22年度 21年度	情報通信分野における我が国の国際競争力を確保する上で、我が国のITS情報通信技術の諸外国への普及等、国際展開を図ることが重要な課題となつており、e-Japan重点計画-2004に基づくものである。	ギガビット衛星通信システムに関する国際共同研究 ITS情報通信技術の国際展開に関する調査研究	電波法令の整備 免許人等への情報提供
					迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進	電波の利用状況の調査・公表・評価の実施状況  ①770MHz以下 ②770MHzを超える3.4GHz以下 ③3.4GHzを超えるもの	3年を周期として周波数帯を3区分して区分ごとに実施  ①770MHz以下 ②770MHzを超える3.4GHz以下 ③3.4GHzを超えるもの	18年度 (③を実施)	電波の実際の利用状況を調査し、評価を行うことにより、電波の有効利用の推進を図るとともに、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分の実現等に資するものである。	電波の利用状況の調査・公表・評価のより一層の円滑化 電波資源拡大のための研究開発	無線局に関する情報の提供 電波の利用状況の調査・公表・評価	
					電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備	電波監視施設の既整備地域での施設更新及び性能向上 技術基準の策定等への成果の活用状況 電波防護指針における基準値の根拠となる科学的数据の信頼性の向上等のための電波の生体影響等に関する研究の推進状況 電波の安全性に関する講演会の開催状況	実現 成果の活用 —	19年度 21年度 18年度	電波利用の適正化・効率化による電波の有効利用及び安心で安全な電波利用環境の整備の状況を示す左記の各指標及び目標により施策の推進を図る。	電波監視施設の整備・維持運用 周波数逼迫対策に係る技術試験事務 電波の安全性に関する調査等		
					電波利用環境の整備	過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 携帯電話が利用可能な状態の道路トンネルの割合	20万人(対平成17年度比) 概ね5000台/日以上の直轄国道、高速道路及び一般有料道路のトンネル90%以上	20年度	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標等の状況により本施策の進行管理をするものである。  (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 61,770人(平成15年度～16年度) ○過疎地域等における携帯電話のエリア外の人口 約50万人(平成16年度末現在) ○概ね5000台/日以上の直轄国道、高速道路及び一般有料道路のトンネルの整備率77%(平成16年度末)	移動通信用鉄塔施設整備事業 無線システム普及支援事業 電波遮へい対策事業		

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値			目標年度	施策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方					左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標等及び目標の設定についての考え方			予 算	制 度	情報提供等
4 「 U - J a p a n 政 策 」 の 推 進	(政策17) ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進	論文数  ITU、IETF等における標準提案の件数  (参考:16年度) ○ITU、IETF等における標準提案 31件	前年度以上  20件程度	18年度  18年度	本政策の目標達成状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、各施策の指標のうち、それぞれの活動の成果による政策目標の実現の状況を表す数値的指標として左記の指標及び目標により評価するものである。  (参考:16年度) ○ITU、IETF等における標準提案 31件	情報通信分野における重点領域の研究開発の推進	論文数  専門家による評価において成果ありと評価される割合  外部評価の実施回数	前年度以上  80%  2回以上	18年度  18年度  18年度	研究開発を推進する活動の成果を総合的かつ客観的に表す数値的指標並びに研究開発成果を適切に把握するための活動に関する業務指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	重点的研究資金制度による研究開発課題						
	(政策18) グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献	二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等  アジア・ブロードバンド計画の推進状況	-  10か国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進  アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現	-  20年度  22年度	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現のためには、定期協議、政策対話等を通じた我が国情報通信行政の国際理解の推進や二国間に於ける課題の解決等を図ることが重要である。そのため、我が国情報通信行政に対する国際理解や課題解決の推進状況等を指標として設定した。さらに課題解決の具体的な状況を図る指標、目標としてアジア・ブロードバンド計画の推進状況を設定した。	二国間定期協議、政策対話の実施状況と成果及び情報通信に関する意見交換の実施状況等  国際機関等における会議への参画状況と成果及び情報通信分野に関する意見交換の実施状況等  国際共同研究開発及び共同実験の実施状況  ICT分野における研修やセミナー等の実施状況	1回以上  20件程度	18年度  18年度	国際共同研究開発等を推進する活動の成果を表す数値的指標及び目標値並びに国際標準化機関等に対する活動の成果を表す数値的指標及び目標値により本施策の進行管理をするものである。  (参考:16年度) ○国際的な連携に係る会合の開催 4回 ○ITU、IETF等における標準提案 31件	情報通信分野における標準化活動の強化  国際的次世代情報通信網共同研究の推進  情報通信ネットワークのセキュリティ評価等に関する調査研究  競争的研究資金制度による研究開発課題(国際技術獲得型) 等	情報通信分野における標準化活動の強化  国際的次世代情報通信網共同研究の推進  情報通信ネットワークのセキュリティ評価等に関する調査研究  競争的研究資金制度による研究開発課題(国際技術獲得型) 等						

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等	
5 郵政事業改革の推進	(政策19)  郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展	日本郵政公社の監督の状況 (命令、報告等)	—	18年度	総務省は、平成19年10月の郵政事業の民営化に向け、日本郵政公社の業務、資産等の承継に関する基本計画の策定等、制度を円滑に実施していくために必要な措置を講ずるほか、新会社の新規業務の実施に向けた準備を行い、新会社への円滑な移行を確保することとしている。また、「郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を命ぜることとしている。 しかし、これら一連の監督や制度の企画立案等については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくことにより、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環として判断するものである。	民営化後の新会社への円滑な移行	郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究	各調査研究について所期の成果を達成	18年度	総務省は、平成19年10月の郵政事業の民営化に向け、日本郵政公社の業務、資産等の承継に関する基本計画の策定等、制度を円滑に実施していくために必要な措置を講ずるほか、新会社の新規業務の実施に向けた準備を行い、新会社への円滑な移行を確保することとしている。 しかし、制度の企画立案については、当該年度の経済環境等日本郵政公社を取り巻く環境に応じて変化させるものであることから、郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究を主な指標とし、その調査研究の所期の成果の達成状況を本施策の進行管理の一助とするものである。	郵便認証司の任命等に係る事務 商法(新会社法)、証券取引法等の専門家による事務請負 郵政民営化後の新会社のあり方に関する調査研究 簡易生命保険契約の確実な履行確保に関する調査研究 承継会社等が公社から承継する資産及び負債(承継財産)の評価	制度の企画・立案	
		郵政事業に係る制度の企画立案の状況	—	18年度									
		郵便局配置空白市町村数  (参考となる指標) 中期経営目標の目標値達成状況	0 ※	18年度									
(政策20)  国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	UPU活動への人的、財政的貢献  国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、積極的に会合等への参加とともに、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。	職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968千スイス Franc、173百万円相当)	18年度	国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、積極的に会合等への参加とともに、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。	国際協調・貢献の推進	国際郵便関係機関等の会議の出席状況  UPU活動への人的、財政的貢献	年間3回以上  職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968千スイス Franc、173百万円相当)	18年度 18年度	国際郵便分野に関して、二国間・多国間での課題を解決するためには、UPU管理理事会、UPU郵便業務理事会等の国際会議に我が国が積極的に参画し、加盟国と政策協調を図ることによって我が国政策を的確に反映し、実現すること可能とするとの観点から、同指標等を設定している。 国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。  (指標の現況) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成17年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968千スイス Franc の経費分担(平成17年度)	国際会議等への出席 国際機関への分担金の提出	万国郵便条約等の改正		
		郵便局ネットワークの活用の推進		郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究	各調査研究について所期の成果を達成	18年度	平成18年度においては、ワンストップサービスや民間事業者との連携による郵便局ネットワークの活用状況を把握・評価するとともに、民営化後の郵便局に対して市町村・住民や利用者が期待する役割及び郵便局ネットワークの活用方策について調査し、経営資源の活用を推進していくこととしており、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理をするものである。		郵政民営化後の郵便局ネットワークの活用の推進	制度の企画・立案			

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等	
5 郵 政 事 業 改 革 の 推 進	(政策21) 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び郵便における競争の促進によるサービスの多様化	事業者数  (参考となる指標) 事業者の参入状況	一  ※	一  ※	本政策は、平成15年4月の信書便法の施行により、適正な業務運営の下、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供されることにより、利用者利便の向上が図られるることを達成目標としている。  また、信書便法施行以降、一般信書便事業の参入実績がないことを踏まえ、郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、郵便における一層の競争の促進によるサービスの一層の多様化、国民への利益還元を実現するための制度を企画立案するもの。  政策の指標としての事業者数については、実際にサービスを提供する主体及び利用者の選択機会を示すものであり、同法の目的とする利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上の達成状況に測る客観的な指標としては妥当であると考えられるが、他方、同法に基づく事業への参入については、最終的に各事業者の判断に委ねられるべきものである点を考慮すると、行政として具体的な目標とすべき数値をあらかじめ設定することは必ずしも適切ではないと考えられる。また、事業者の参入状況については、提供される役務のみでは把握し得ない利用者利便の向上の達成状況を図る上での参考となる指標である。  (指標の現況) ○事業者数 160社(平成17年度末)	信書便分野の振興	信書便事業説明会の開催回数  信書便事業説明会への参加事業者数及び参加利用者(地方自治体)数	各地方局1回以上  全国500者	18年度  18年度	本件施策に関し、事業者の参入を一層促進し、利用者の選択の機会の増加及び利便性の向上に資するため、各地方局において信書便事業説明会等の周知・広報活動を実施することとし、目標として年1回以上の実施を掲げたもの。  また、周知・広報活動の効果を把握するため、信書便事業説明会への参加事業者数及び参加利用者(地方自治体)数を指標としており、参加事業者数については貨物自動車運送事業者数、参加利用者(地方自治体)数については人口5万人以上の地方自治体数を勘案して設定したもの。  平成18年度においては、全国500者の参加を目標としている。  なお、参加事業者に対しては、参入の手引きを配布することとしている。  (指標の現況) ○信書便事業説明会の開催回数 各地方局1~2回開催(平成17年) ○信書便事業説明会への参加事業者数 144者(平成17年度) ○信書便事業説明会への参加利用者(地方自治体)数 227者(平成17年度)	信書便事業者に対する監理  諸外国における郵便及び信書便事業の規制及び動向調査		説明会の開催  申請マニュアルの調製・配布
		郵便における民間参入の条件と競争政策の在り方等について研究	郵便における民間参入の条件と競争政策の在り方等について研究	研究会の開催		報告とりまとめ	18年度	一般信書便事業については参入実績がないことを踏まえ、郵便における一層の競争の促進によるサービスの一層の多様化、国民への利益還元を実現するための制度を企画立案するため、研究会を開催し、検討を行う。	諸外国における郵便及び信書便事業の規制及び動向調査	報告を踏まえ、必要な措置を講ずる。	研究会の議事要旨等の公表		
		郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案	一	18年度	研究会の報告を踏まえ実施する、郵便における一層の競争の促進のための制度(法的措置を含む)の企画立案の状況を指標とする。							

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等
6 国民の安心・安全の確保	(政策22) 火災・災害等による被害の軽減	発生件数、死者数(火災) 発生件数、死者数(災害)	死者数の軽減 被害の軽減	18年度 (17年度) 18年度 (17年度)	火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化・天災等に左右される部分が多いため、前年度より死者数等を軽減することを毎年度の目標にするものである。  (指標の現況) (火災) ○発生件数 16年中 60,387件 ○死者数 16年中 2,004人 (災害) ○死者・行方不明者数 16年中 259人	火災予防対策の強化 危険物施設における事故件数	住宅火災による死者数(放火自殺者等除く。以下同じ。)  小規模雑居ビルにおける消防法令違反率  危険物施設における事故件数	18年度 火災・災害等による将来の推定死者数に対する実際の死者数の減少割合 18年度 違反率の低減(対17年度比) 18年度 事故件数の低減(対17年度比)	18年度 火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す住宅火災による死者数(年齢別将来推計人口等に基いて算出される将来の推定死者数に対して、実際の死者数がどの程度減少したのかを測る)、小規模雑居ビルにおける消防法令違反率等について、毎年度低減を図ることを施策の進行管理の目標とする。  危険物施設の事故防止対策等の推進に要する経費等  「やや長周期地震動」に対する浮き屋根式屋外タンクの耐震性確保のための設計手法の開発	住宅防火対策の普及促進に要する経費等 消防法等に係る違反是正指導等に要する経費 危険物施設の事故防止対策等の推進に要する経費等 「やや長周期地震動」に対する浮き屋根式屋外タンクの耐震性確保のための設計手法の開発	消防法	普及啓発、災害情報の提供等 消防白書の作成・公表
					緊急消防援助隊の隊数 自主防災組織の組織率 消防団員数 防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数	概ね4,000隊 75% 消防団員数の増加(対17年度比) 緊急性の高い5,150棟	20年度 火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す緊急消防援助隊の隊数等について、施策の進行管理の目標とする。目標値、年度は現状等を勘案し設定したものである。 消防団員数については、将来的に100万人(うち女性10万人)を目指す。  19年度 (指標の現況) ○緊急消防援助隊の隊数 2,963隊(平成17年4月1日現在) ○自主防災組織の組織率 64.5%(平成17年4月1日現在) ○消防団員数 908,043人(うち女性13,864人)(平成17年4月1日現在)	消防救助金等 消防組織法	災害情報の提供等 消防白書の作成・公表 国民への啓発			
	(政策23) 国民保護体制の整備	市町村国民保護計画の策定率	100%	18年度	有事・テロ等において国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な国民保護体制の整備状況について、国民保護計画の策定率を指標とするものである。目標年度は国が平成16年度中に基本指針を策定する予定であることなどを考慮して左記のとおり定めた。	地方公共団体における対応力の強化	都道府県・市町村における訓練の実施率 防災行政無線の整備率	実施率の向上(対17年度比) 同報系75%	18年度 国民保護体制の整備への貢献の状況を示す都道府県・市町村における訓練の実施率等について毎年度向上を図ることを施策の目標とする。  20年度 (指標の現況) ○防災行政無線(同報系)の整備率 70.1%(平成16年度末現在)	国庫負担金	消防白書の作成・公表	
	(政策24) 救命率の向上	救命率	救命率の向上	18年度 (17年度)	救命率の向上については、搬送にいたるまでの処置状況、症状等に応じて救命率が大きく異なってくることを考慮し、前年度より救命率を向上させることを目標にするものである。  (指標の現況) ○心肺停止傷病者の救命率 6.7%(平成16年中)	救急救命士の数 救急資機材の整備状況 救急業務の充実・高度化	全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置 全救急隊の85%の隊(救急救命士が配置された救急隊)に高規格救急自動車を配置	20年度 救命率の向上への貢献の状況を示す救急救命士の数等について施策の進行管理をするものである。目標年度は現状等を勘案し設定したものである。  20年度 (指標の現況) ○救急救命士として運用されている救急隊員数 15,317人(平成17年4月1日現在) ○救急救命士を運用している救急隊の割合 78.2%(平成17年4月1日現在) ○救急自動車に占める高規格救急自動車の割合 68.4%(平成17年4月1日現在)	消防救助金等 消防法	講習の実施等 消防白書の作成・公表		

分野	政 策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値			目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方					左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方			予 算	制 度	情報提供等
6 國民の安心・安全の確保	(政策25) 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供	統計行政の基本的事項の企画・立案、統計の体的整備及びこれら統計調査の円滑な実施  ・統計法制度の見直しの検討状況 ・指定統計調査及び承認統計調査による改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む。) ・「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数 ・地方公共団体の職員、登録調査員を対象とした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になった」と回答した者の割合) ・統計調査員任命数に占める登録調査員の割合 ・統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 ・国際会議等への参画状況及び成果  統計調査の実施及び統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況  統計調査結果の提供状況 ・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数等	-	19年度	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を実現するためには、その主要分野である右記各施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標及び目標値により評価するものである。	統計法制度の見直しの検討状況  指定統計調査及び承認統計調査の審査件数  「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数)  統計行政の基本的事項の企画・立案及び社会・経済の実態に対応した統計作成のための調整  標準統計分類の改定等のための調整状況 ・標準産業分類を改定するための調整状況等(会議の開催回数)  「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数	-	19年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査に関する審査・調整の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。 なお、平成17年(2005年)産業連関表の作成は平成20年度、標準産業分類の改定は平成19年度を予定しており、次年度以降も施策を継続し、その指標及び目標値については改めて設定する。	統計法、統計報告調整法 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令 「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月閣議決定) 「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)	統計調査の審査・調整 産業連関表の作成 標準統計分類の策定 「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)						
		20調査(程度) (地方公共団体の職員) 100% (登録調査員) 80%	18年度	（指標の現況） ○「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数 14件(平成16年度) ○地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(平成16年度) ・地方公共団体の職員研修98.5% ・登録調査員中央研修 74.8% ・地域ブロック別登録調査員研修 73.7% ○統計調査員任命数に占める登録調査員の割合 78.4%(平成16年度) ○統計データフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 79.4%(平成16年度) ○統計調査等の実施状況 10件(平成17年度) ○ファイル数:約108万件(平成17年11月末現在) ○アクセス件数:約226万件(平成17年4月~11月)	18年度	25回(程度)	18年度	(指標の現況) ○指定統計調査及び承認統計調査の審査件数(平成16年度) ・指定統計調査 26件 ・承認統計調査 121件 ○「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数) 46回(平成16年度) ○産業連関表を作成するための調整状況 ・平成2-7-12年接続産業連関表を作成するための部門の概念・定義・範囲の設定、基礎資料の収集・整備等に関する調整状況(会議の開催回数) 25回 ○標準統計分類の改定等のための調整状況 ・標準産業分類を改定するための調整状況等(会議の開催回数) 25回 ○「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数 100調査(程度)	18年度	（指標の現況） ○指定統計調査及び承認統計調査の審査件数(平成16年度) ・指定統計調査 26件 ・承認統計調査 121件 ○「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数) 46回(平成16年度) ○産業連関表を作成するための調整状況 ・平成2-7-12年接続産業連関表を作成するための部門の設定、計数推計、計数調整、結果公表等に関する調整状況(会議の開催回数) 27回(平成16年度) ○標準統計分類の改定等のための調整状況 ・標準産業分類を改定するための調整状況等(会議の開催回数) 6回(平成16年度) ○「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数 81件(平成16年度)	統計専任職員配置 「統計の日」(昭和47年7月閣議了解)	統計法、統計報告調整法 統計調査の審査・調整 産業連関表の作成 標準統計分類の策定 「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)					
		統計調査等の実施:11件	18年度	受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になった」と回答した者の割合) (地方公共団体の職員) 100% (登録調査員) 80%	地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の実施状況  登録調査員の確保状況  「統計の日」に関連した普及・広報活動実績  統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保	受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になった」と回答した者の割合) (地方公共団体の職員) 100% (登録調査員) 80%	18年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す地方公共団体への支援の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。	統計専任職員配置 「統計の日」(昭和47年7月閣議了解)	統計法、統計報告調整法 統計調査の審査・調整 産業連関表の作成 標準統計分類の策定 「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)							
		ファイル数:約130万件 アクセス件数:約270万件	18年度	登録基準数に対する登録比率 100%超  「統計の日」に関連した普及・広報活動実績  官庁統計シンポジウムの参加者数 200人(程度) 統計データ・グラフフェアの入場者数 3000人(程度)		18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(平成16年度) ・地方公共団体の職員研修 98.5% ・登録調査員中央研修 74.8% ・地域ブロック別登録調査員研修 73.7% ○登録調査員の確保状況 登録基準数に対する登録比率 112.6%(平成16年度) ○「統計の日」に関連した普及・広報活動実績 官庁統計シンポジウムの参加者数 260人(平成16年度) ○統計データ・グラフフェアの入場者数 2,600人(平成16年度)	統計専任職員配置 「統計の日」(昭和47年7月閣議了解)	統計法、統計報告調整法 統計調査の審査・調整 産業連関表の作成 標準統計分類の策定 「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)								

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制 度	情報提供等
6 国民の安心・安全の確保	(政策25) 続き 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供						国際比較可能データの提供  統計関係国際会議への対応状況  統計に関する国際協力の推進	提供数 200件(程度)  出席件数 10件(程度) 出席者数 15人(程度)	18年度 18年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す国際協力の状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。  (指標の現況) ○国際比較可能データの提供 提供数 177件(平成16年度) ○統計関係国際会議への対応状況(平成16年度) 出席件数 14件 出席者数 16人			国際比較可能データの提供  統計関係の国際会議への参加
							統計調査の実施状況  国勢の基本に関する統計の作成	統計調査等の実施件数 ・毎月実施 7件 ・四半期に1回実施 1件 ・年1回実施 1件 ・5年に1回実施 2件  統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況	18年度 18年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査の実施状況及び社会経済情勢の変化を踏まえた国勢調査の改善や統計整備などについての有識者による検討会等を通じた検討状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものである。  (指標の現況) ○統計調査の実施件数 ・毎月実施 7件 ・四半期に1回実施 1件 ・年1回実施 1件 ・5年に1回実施 1件 (平成17年度)		統計調査の企画・立案	
							統計調査結果の提供状況  統計情報の的確な提供	ファイル数:約130万件 アクセス件数:約270万件  統計データ・ポータルサイトのアクセス件数  各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数  総合統計書の刊行	18年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す提供情報の量及びその利用状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、当該指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。  (指標の現況) ○ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数 ・ファイル数:約108万件(平成17年11月末現在) ・アクセス件数:約247万件(平成17年4月～11月) ○統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 ・アクセス件数:約53万件(平成17年4月～11月) ○各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数 ・収録統計表数:約11万件(平成17年11月末現在) ・アクセス件数:約12万件(平成17年4月～11月) ○総合統計書の刊行 ・年刊6冊、月刊1冊 (平成16年度)	統計調査の実施及び統計情報の提供に係る経費	統計情報の提供	
							恩給改定措置予算案の作成  恩給年額の適正な改定	— —	— —	恩給年額の適正化を図るためにには、物価、公務員給与等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置が必要と認められる場合は、予算案の作成、恩給法改正法案の国会提出を行うことが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。		恩給年額改定の企画・立案	
							受給者等に対するサービスの向上	恩給相談件数  広報資料の配布部数  住民基本台帳ネットワークの活用件数  恩給請求の処理期間	18年度 18年度 18年度	受給者等に対するサービスの向上を図るためにには、受給者等の恩給に対する理解の向上を図るとともに、受給者等の負担軽減に努めることが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。左記目標値及び目標年度については、過去の実績等を勘案したものである。  (指標の現況) ○広報資料の配布部数 約126万部(16年度) ○住民基本台帳ネットワークの活用件数 約505万件(16年度) ○恩給相談件数 約31万件(16年度)	住基ネット利用 最適化計画の実施	最適化計画の実施	広報資料の作成・配布 恩給相談の充実
							受給者等に対するサービスの向上	—	—				
							恩給改定措置予算案の作成  恩給法改正法案の国会提出	— —	— —				
							恩給年額の適正な改定	— —	— —				
							受給者等に対するサービスの向上	— — — —	— — — —				
							受給者等に対するサービスの向上	— — — —	— — — —				
(政策26) 受給者の生活を支える恩給行政の推進	(参考となる指標) 毎年度の受給者数、毎年度の恩給年額 受給者等の恩給に対する理解度 受給者等の支給手続上の負担軽減度	※ ※ ※	※ ※ ※	本政策については、恩給制度が国家補償の性格を有しており、恩給年額の改定に当たっては総合的に検討する必要があること等から、具体的な指標や目標値を設定することは困難であるため、「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。	恩給年額の適正な改定		恩給改定措置予算案の作成  恩給法改正法案の国会提出	— —	— —	— —			

※ 目標の達成状況を的確に測定できる指標がないものについては、「参考となる指標」の状況を示すことにより当該政策に係る現状や課題等を明らかにして評価することとしている。したがってこれらの指標については、目標値及び目標年度を設定していない。